

改正案	現行
目次（現行のとおり） 第一条から第五十三条まで（現行のとおり） （削る） （利用料金等） 第五十四条 指定管理者（第六十六条第一項に規定する指定管理者をいう。以下この条、次条、第六十二条及び第六十三条第二項において同じ。）は、別表第四に掲げる有料施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該有料施設等の使用について、前条の承認を受けた者から收受する。 2から6まで（現行のとおり） （無料公開等） 第五十五条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する日に特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は無料で有料施設等を使用とさせることができる。	目次（略） 第一条から第五十三条まで（略） （使用料等） 第五十三条の二 知事は、別表第三の二に掲げる有料施設等の使用料を当該有料施設等の使用について、前条の承認を受けた者から徴収する。 2 前項の使用料の額は、別表第三の二に定める額の範囲内において規則で定める。 3 知事は、前条の規定により使用の承認に関する事務を行うに当たって必要があると認めるときは、予納金を徴収することができる。 4 前項の予納金は、使用料に充当するものとする。 5 第一項の使用料及び第三項の予納金の徴収方法は、規則の定めるところによる。 （利用料金等） 第五十四条 指定管理者（第六十六条第一項に規定する指定管理者をいう。以下この条、次条、第六十二条及び第六十三条第二項において同じ。）は、別表第四に掲げる有料施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該有料施設等の使用について、第五十三条の承認を受けた者から收受する。 2から6まで（略） （無料公開等） 第五十五条 知事又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する日に特に必要があると認めるときは、知事は第五十三条の二第一項の使用料を、指定管理者は利用料金を減額し、又は無料で有料施設等を使用とさせる

一 から三まで （現行のとおり）

第五十六条から第六十一条まで （現行のとおり）
（使用料等の不還付）

第六十二条 既納の使用料、占用料、利用料金及び利用予納金は、還付しない。ただし、知事は使用料及び占用料について、指定管理者は利用料金及び利用予納金について、相当の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

第六十二条から第六十六条の二まで （現行のとおり）
（指定管理者の指定の取消し等）

第六十六条の三 （現行のとおり）

2 （現行のとおり）

3 前項の場合における第四十六条第一項の規定の適用については、同項中「第四十四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の許可」とあるのは「第五十三条の承認」と、「自然公園施設又は附帯施設」とあるのは「有料施設等」と、「別表第二」とあるのは「別表第四」と、「規則で」とあるのは「知事が」とする。

第六十六条の四から第七十三条まで （現行のとおり）

別表第一から別表第三まで （現行のとおり）
（削る）

ことができる。

一 から三まで （略）

第五十六条から第六十一条まで （略）
（使用料等の不還付）

第六十二条 既納の使用料、占用料、予納金、利用料金及び利用予納金は、還付しない。ただし、知事は使用料、占用料及び予納金について、指定管理者は利用料金及び利用予納金について、相当の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

第六十二条から第六十六条の二まで （略）
（指定管理者の指定の取消し等）

第六十六条の三 （略）

2 （略）

3 前項の場合にあつては、第五十三条の二及び別表第四の規定を準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「別表第三の二」とあるのは「別表第四」と、同条第二項中「規則で」とあるのは「知事が」と、同表中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

第六十六条の四から第七十三条まで （略）

別表第一から別表第三まで （略）

別表第三の二（第五十三条の二関係）

- 一 有料施設の使用料
（一）テニスコート

名称	単位	使用料
東京都立大島公園テニスコート	一箇所一回（一時間以内）	四百円

(二) 宿泊施設

名称	種別	単位	使用料
東京都立大 島公園海の ふるさと村	セントラル ロジジ	一人一泊	一般 四千五百円
			小学生（小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。）の児童をいう。以下同じ。）及び中学生（中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及びこれらに準ずるものを含む。）の生徒をいう。以下同じ。）
			学齢に達しない者（一ベッド使用の場合） 千八百円
	キャンプ場	一人一泊	デッキテント一般 千円
			デッキテント小学生及び中学生 五百円
			フリーテント一般 八百円
			フリーテント小学生及び中学生 四百円
	ベンガロー	一室一泊	一万二千円

別表第四（第五十四条関係）

一 有料施設の利用料金
(一) テニスコート

名称	単位	利用料金
東京都立大島公園テニスコート	一箇所一回（一時間以内）	四百円

(二) 宿泊施設

名称		種別	単位	利用料金
東京都立大島公園海の	セントラル	一般	一人一泊	四千五百円
	ロッジ			

二 有料用具の使用料

種別	種類	単位	使用料
デッキ テント	東京都立大島公園海のふると村	一組一泊	四千円
	キャンプ場内において使用する場合		
フリー テント	東京都立大島公園海のふると村	一組一泊	二千円
	キャンプ場内において使用する場合		
毛布	東京都立大島公園海のふると村	一枚一泊	二百円
	キャンプ場内において使用する場合		

別表第四（第五十四条関係）

一 有料施設の利用料金
(新設)

(新設)

名称		種別	単位	利用料金
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

らるをし村				
東京都立奥	キャンブ場	小学生（小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。）の児童をいう。以下同じ。）及び中学生（中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及びこれらに準ずるものを含む。）の生徒をいう。以下同じ。）		
ケビン		学齢に達しない者（１ベッド使用の場合）		
八人用		一人二泊		
一室二泊		一室二泊		
二万円				三千六百円
東京都立奥	（新設）	（新設）		
ケビン		（新設）		
八人用		（新設）		
一室二泊		（新設）		
二万円				（新設）

多摩湖畔公園山のふるさと村	キャンプ場	フリーテントサイト	四人用		一万円
			一般	一人二泊	二百円
東京都立多幸湾公園	キャンプ場	デッキテントサイト	一般	一人二泊	千円
			小学生及び中学生		五百円
		フリーテントサイト	一般		四百円
			小学生及び中学生		二百円
			一般		
			小学生及び中学生		

二 有料用具の利用料金

種別	種類	単位	利用料金
デッキテント	東京都立大島公園海のふるさと村キャンプ場内において使用する場	一組一泊	四千円
	東京都立多幸湾公園キャンプ場内において使用する場	五人用	三千円
	東京都立多幸湾公園キャンプ場内において使用する場	八人用	四千円
フリーテント	東京都立大島公園海のふるさと村キャンプ場内において使用する場	一組一泊	二千円
	東京都立奥多摩湖畔公園山のふるさと村キャンプ場内において使用する場	一組一泊	二千円
	東京都立多幸湾公園キャンプ場内に	(現行の)	(現行の)

多摩湖畔公園山のふるさと村	キャンプ場	フリーテントサイト	四人用		一万円
			一般	一人二泊	二百円
東京都立多幸湾公園	キャンプ場	デッキテントサイト	一般	一人二泊	千円
			小学生及び中学生		五百円
		フリーテントサイト	一般		四百円
			小学生及び中学生		二百円
			一般		
			小学生及び中学生		

二 有料用具の利用料金

種別	種類	単位	利用料金
デッキテント	(新設)	(新設)	(新設)
	東京都立多幸湾公園キャンプ場内において使用する場	五人用	三千円
	東京都立多幸湾公園キャンプ場内において使用する場	八人用	四千円
フリーテント	(新設)	(新設)	(新設)
	東京都立奥多摩湖畔公園山のふるさと村キャンプ場内において使用する場	一組一泊	二千円
	東京都立多幸湾公園キャンプ場内に	(略)	(略)

おこなう使用する場合		（現行の） おこなう	（現行の） おこなう
毛布			

おこなう使用する場合			
毛布		（略）	（略）